

特定非営利活動法人北関東産官学研究会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人北関東産官学研究会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を群馬県桐生市織姫町2番5号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、北関東地区における学術と技術の交流、産官学共同研究の支援、社会人に対する再教育、青少年に対する理科系教育とものづくり教育及び産業セクター、大学セクター、行政セクター、市民セクター間の連携を図る事業を行い、もって、地域社会の産業、経済、文化、教育の振興と発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 国際協力の活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 経済活動の活性化を図る活動
- (7) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 産官学の情報交換・交流事業
 - ② 技術、特許、技術移転等の相談事業
 - ③ 諸機関間の連携ネットワークの構築事業
 - ④ 研究成果紹介セミナー、フォーラム、産官学連携セミナー等の開催事業
 - ⑤ 基礎研究、実用化研究及び国際研究交流に対する支援事業
 - ⑥ 技術情報誌、ニュース及び出版物の刊行事業
 - ⑦ 社会人・学生向けベンチャー講座の開設と創業支援事業
 - ⑧ ビジネスプランコンテスト開催事業
 - ⑨ 産業創出によるまちづくり推進事業
 - ⑩ ものづくり教室等による青少年教育事業
 - ⑪ 研究開発促進、事業高度化のための競争的資金の獲得支援事業
 - ⑫ 次世代経営者養成、基盤技術習得等のための人材育成事業
 - ⑬ 次世代産業分野への企業の参入支援事業
 - ⑭ その他、本会の目的を達成するために必要な事業
 - (2) その他の事業
 - ① 有料職業紹介事業
 - ② コンサルタント事業
 - ③ コーディネータによる技術移転事業
 - ④ シーズマッピングプラザ及び技術講習会開催事業
- 2 その他の事業は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限りにおいて行うものとし、その他の事業から生じた利益は、特定非営利活動に係る事業に充てるものとする。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員
この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
 - (2) 名誉会員
この法人の運営に功績のあった会員で、理事会の議決を経て会長が認めた者
- 2 正会員は、法人企業会員、個人企業会員、賛助会員及び個人会員に分類される。

(入会)

第7条 正会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 正会員として入会しようとするものは、会長が理事会の承認を得て別に定める入会申込書により会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 会長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 正会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。
2 名誉会員は、会費の納入を免除される。

(会員の資格喪失)

第9条 正会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
 - (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は正会員である団体が消滅したとき。
 - (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
 - (4) 除名されたとき。
- 2 名誉会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 退会したとき。
 - (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受けたとき。
 - (3) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会の議決により、当該会員を除名することができる。この場合、理事会において議決する前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款、規則等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出品の不返還)

第12条 既に納入した会費及びその他の抛出品金は、返還しない。

第3章 役員及び職員等

(種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 25人以上35人以内
- (2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を会長とし、3人を副会長とし、若干人の常任理事を置くことができる。

(選任等)

第14条 監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 理事は、理事会において正会員の中から選出する。
- 3 会長、副会長及び常任理事は、理事の互選とする。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長及び常任理事は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 常任理事は、常任理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を行う。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 理事が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事会の議決により、当該理事を解任することができる。この場合、理事会において議決する前に当該理事に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 監事が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会の議決により、当該監事を解任することができる。この場合、総会において議決する前に当該監事に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(費用の支弁)

第19条 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

- 2 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(参与)

第20条 この法人に、若干名の参与を置くことができる。

- 2 参与は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。
- 3 参与は、この法人の運営に関し、必要と認める事項について助言する。

(顧問)

第21条 この法人に、若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、総会において選任する。
- 3 任期は2年とし、再任されることができる。
- 4 この法人の理事会、総会において意見を述べることができる。さらに、理事及び監事の業務に助言することができる。

(職員)

第22条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、会長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第4章 総会

(種別)

第23条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第24条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第25条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 監事の選任又は解任
- (6) 事務局の組織及び運営
- (7) その他、運営に関する重要事項

(開催)

第26条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事が招集するとき。

(招集)

第27条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも総会の開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第28条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第29条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議決事項)

第30条 総会における議決事項は、第27条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

(議決)

第31条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(社員の表決権等)

第32条 各正会員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第29条、前条、及び次条第1項第2号の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第33条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第34条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第35条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第36条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第37条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときには、その日から起算して14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも理事会の開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第38条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第39条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決事項)

第40条 理事会における議決事項は、第37条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

(議決)

第41条 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事の表決権等)

第42条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第39条、前条、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 常任理事会

(構成)

第44条 常任理事会は、常任理事をもって構成する。

(機能)

第45条 常任理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 理事会に付議すべき事項
- (2) 理事会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 新事業の企画・立案に関する事項

(開催)

第46条 常任理事会は、会長が必要と認めるときに開催する。

(招集)

第47条 常任理事会は、会長が招集する。

2 常任理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第48条 常任理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決)

第49条 常任理事会における議決事項は、第47条第2項の規定によって予め通知した事項とする。ただし、審議が緊急を要するもので、出席した常任理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 常任理事会の議事は、常任理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第50条 各常任理事の表決権は、平等なものとする。

(議事録)

第51条 常任理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 常任理事総数、出席者数及び出席者氏名
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 委員会等

(委員会等)

第52条 この法人の目的を達成するために、次の委員会等を置く。

- (1) 専門部会
- (2) 登録顧問団
- (3) 審査委員会
- (4) 編集委員会
- (5) 新事業企画委員会
- (6) 連携推進委員会
- (7) その他、本会の目的を達成するために必要な委員会等

2 委員会等の運営に関する事項は、第70条の規定に基づき別に定める。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第53条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第54条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第55条 この法人の資産は、会長が管理し、その管理方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計の原則)

第56条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分等)

第57条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第58条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、会長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第59条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収益費用を講ずることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第60条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第61条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第62条 この法人の事業報告書、活動決算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第63条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第64条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第65条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第66条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の決議を行うときは、正会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の処分)

第67条 この法人が解散(合併及び破産による解散の場合を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会に出席した正会員の4分の3以上をもって決した特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第68条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第69条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第11章 雑則

(細則)

第70条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日（平成14年9月4日）から施行する。
- 2 この法人の設立当初の年会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員（法人企業会員）	1口	30,000円
正会員（個人企業会員）	1口	10,000円
正会員（賛助会員）	1口	10,000円
正会員（個人会員）		3,000円
- 3 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別表のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、平成16年5月末日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第58条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は、第63条の規定にかかわらず、設立の日から平成15年3月31日までとする。

別表

役職名	氏名	備考
理事	根津 紀久雄	会長
〃	植松 豊	副会長
〃	西村 貞生	〃
〃	黒田 正和	〃
〃	秋本 千明	
〃	阿久戸 庸夫	
〃	入沢 正夫	
〃	牛山 泉	
〃	鯨澤 恭一	
〃	大澤 隆男	
〃	太田 悦郎	
〃	小倉 一郎	
〃	大西 章雄	
〃	尾崎 益雄	
〃	小保方 富夫	
〃	川端 勇	
〃	久保田 仁	
〃	甲本 忠史	
〃	小島 昭	
〃	佐藤 正之	
〃	高橋 哲	
〃	滝沢 貴久男	
〃	塚越 平人	
〃	白井 紘行	
〃	長尾 昌明	
〃	長屋 幸助	
〃	日野 昇	
〃	福井 正見	
〃	宮野 英世	
〃	矢野 由美彦	
〃	吉澤 慎太郎	
監事	竹内 康雄	
〃	保坂 純男	
顧問	大谷 杉郎	

附則

- 1 平成15年10月14日一部変更（第5条関係）
- 2 平成25年6月19日一部変更（第2条関係）
- 3 平成26年3月7日一部変更
（第4、5、25、32、42、43、51、53、54、57、58、59、61、62、65条の各条）